

船橋市取掛西貝塚調査検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 取掛西貝塚の国史跡の指定に向け、発掘調査・保存及び活用について必要な事項を検討するため、船橋市取掛西貝塚調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は以下のとおりとする。

- (1) 取掛西貝塚の発掘調査及び分析に関すること。
- (2) 取掛西貝塚の保存及び活用に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 考古学及び自然環境分野等について学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。又、関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営については、委員長が別に定める。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、船橋市教育委員会生涯学習部文化課において処理する。

(災害補償)

第10条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。